

平成23年9月 30 日

各 位

会 社 名 古河電気工業株式会社
代表者名 取締役社長 吉田 政雄
(コード番号 5801 東証・大証第1部)
問合せ先 経営企画室・IR広報ユニット長 鈴木 治
(TEL. 03-3286-3050)

自動車用ワイヤーハーネス・カルテルに関する米国司法省との合意について

1.事実の概要

当社は、2011年9月29日(米国時間)、米国司法省との間で、自動車用ワイヤーハーネスおよび同関連製品に係る競合他社とのカルテルに関して、今後の刑事裁判手続きにおいて当社が米国司法省による起訴事実を認め罰金 200 百万米ドルを支払うこと等を内容とする、司法取引に合意致しました。

2.決定の理由

当社グループは、米国司法省が実施してきた当社グループを含む自動車用ワイヤーハーネスおよび同関連製品メーカーに対する調査に、全面的に協力して参りました。この度、適用法令、事実関係等を総合的に勘案した結果、米国司法省との間で司法取引契約を締結することと致しました。

3.当社の業績に与える影響

本件に伴い、平成 24 年 3 月期第 2 四半期決算において、15,296 百万円を特別損失として計上致します。なお、本日付で公表した「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、平成 24 年 3 月期の業績予想を修正しております。

4.役員報酬の返上について

当社および社会に及ぼす影響の大きさを考慮し、経営として深い反省を込め、次のとおり役員報酬の一部返上を行うことと致しました。

代表取締役 会長 石原 廣司 50% 3ヶ月

代表取締役 社長 吉田 政雄 50% 3ヶ月

取締役兼執行役員常務 電装・エレクトロニクスカンパニー長 柳本 正博 30% 3ヶ月

執行役員 電装・エレクトロニクスカンパニー自動車部品事業部長 信崎 卓 25% 3ヶ月

5.再発防止策

当社グループでは、2009年12月に「独占禁止法違反問題に関する第三者調査委員会」による報告書を公表し、同委員会の提言に基づく再発防止策を実行して参りました。また、同委員会の調査と並行して社外弁護士による徹底的な調査を実施し、過去に問題のあった行為については再発のないことを確認するとともに、疑いのある行為の全てを停止しております。

今後も引き続き信頼回復に向け、国内外すべてのグループ会社において、コンプライアンスの徹底を図って参ります。

以上